

**【請求の理由】**  
権利を行使するため・義務を履行するため  
国または地方公共団体の機関に提出するため  
その他、住民票・戸籍の記載事項を利用する正当な理由があるため

**【提出先】**  
 (国または地方公共団体の機関) (左記以外の提出先)  
法務局 ( ) 生命保険会社 ( )  
裁判所 ( ) 金融機関 ( )  
税務署 ( ) その他 ( )  
年金事務所 ( )  
市区町村役場 ( )  
その他 ( )

**【法人請求】**  
 (事業所の所在地・支店名)  
 (支店長名・支店長印) 印

**住民票除票、戸籍証明書等申請理由(相続関係)**

1 被相続人氏名(死亡者氏名) ( )  
 2 相続開始日(死亡年月日) ( 年 月 日 )  
 3 被相続人(死亡者)との関係  
配偶者 子・孫 親(父・母・養父・養母)  
兄弟姉妹 兄弟姉妹の子 その他( )

4 使用目的  
相続登記のため 家事審判申し立てのため  
遺産分割協議書作成のため I 不在者財産管理人選任  
相続税確定申告のため II 相続放棄・限定承認の申述  
被相続人の預金を相続するため III 相続財産管理人選任の申立  
その他 IV 特別縁故者に対する相続財産分与  
 ( ) V 遺言書の検認の申立  
 VI 遺言執行者選任の申立

**請求に当たっての注意事項**  
**※プライバシーの侵害等につながるような申請には、応じられません。**

1. 請求の理由の記載について  
 (1)権利の行使・義務の履行のために請求する場合  
 権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。  
 (2)国または地方公共団体の機関に提出する場合  
 戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。  
 また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。  
 (3)その他の理由で請求する場合  
 戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について  
 請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求める事があります。

3. 戸籍個人事項証明について  
 戸籍に記載されている方全員でなく、一部のかたについてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

4. 戸籍一部事項証明について  
 戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

5. 本人確認資料について  
 請求する方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

6. 権限確認書類について  
 請求する方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。

7. 罰則  
 偽りその他不正な手段により、住民票や戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。※住基法第47条第2項及び戸籍法第133条  
 ※ご不明な点は、窓口でおたずねください。

**【債権保全等に関する請求について】**  
 債権保全等に関する請求の際には下記を確認します。

住民票の請求	戸籍の請求
* 債務者との契約書の写し	* 債務者との契約書の写し
* 送付先の所在確認ができる書類 (郵送請求の場合のみ必要)	* 登記簿の全部事項証明書原本 (3か月以内のもの。返却します)
* 職員の本人確認(※)	* 原本証明された上記登記簿の写し
	* 職員の本人確認(※)

※請求する職員の本人確認及び請求書について  
 ・貴社の職員であることの確認及び本人確認をします  
 ・請求書には、支店の所在地、支店名、支店長名及び支店長印が必要です